⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・一級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
イ　平成９年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。
オ　東日本大震災により避難を余儀なくされた方（平成23年３月11日時点で、岩手、宮城及び福島の３県に居住されていた方）を主任技術者又は監理技術者に配置する場合にあっては、契約締結日の前日までにおいて申請者と直接的な雇用関係にある者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東海防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウまでと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
【技術提案①】
・「工事現場に入出する工事車両の運行に関し、環境対策等を含めどのような配慮を行うか。」
（着目点）本工事は、約330ｍ×30ｍの長大な訓練施設を新設するものである。当該工事場所は、商業地及び住宅地に近接していることから、資機材等の搬出入のための工事車両の通行は近隣住民等の住環境に大きな影響を及ぼす。このことから近隣住民の住環境に影響を及ぼす騒音、土砂飛散、粉塵等の抑制及び工事関係車両の安全な運行に努めることが工事を進める上で求められる重要な課題である。
このことから、
①　工事騒音の抑制に関すること。
②　土砂飛散及び粉塵の対策に関すること。
③　工事関係車両運行のための安全管理等に関すること。
④　苦情、問題発生時の対処に関すること。
⑤　近隣住民への環境状況の周知に関すること。
に着目し、それぞれの項目について提案を求めるものである。ただし、プレキャスト部材搬入計画に関しては、【技術提案②】の④に記載すること。
【技術提案②】
・「構造躯体がプレキャストコンクリート部材であるため、本部材の建て方工事等に関し、どのような配慮を行うか。」
（着目点）本施設の施工は、プレキャストコンクリート部材であるプレハブ構造で、工場製作されたプレキャストコンクリート部材を現場組立する工法である。主要部材は工場製作された大型の部材であるため、その品質管理についての工夫が必要であり、さらに現場においては適正な建て方精度の確保と施工中の安全管理が施設の完成度に大きく影響する。また、現場施工は、工場製作工程と密接に関連することから、効率的な施工を行う上で、工場及び現場双方の工程管理は重要である。
これらのことから、より品質の高い施設を効率的に完成させるために、
①　部材製造と施工現場双方に共通した品質管理体制に関すること。
②　部材の建て方精度向上に関すること。
③　部材製造と現場施工を関連させた工程管理に関すること。
④　敷地条件、施工条件を考慮した部材の搬入計画に関すること。
⑤　現場施工時の安全管理体制に関すること。
に着目し、それぞれの項目について提案を求めるものである。
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。
イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。
ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。
⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。
⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。